

総 税 市 第 108 号  
令和 8 年 9 月 25 日

各都道府県ふるさと納税担当部長  
各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長 殿

総務省自治税務局市町村税課長  
( 公 印 省 略 )

### ふるさと納税制度の適正な運用について

本日、令和 8 年指定対象期間（令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までの期間をいう。以下同じ。）に係る大臣指定の通知を行ったところですが、各地方団体におかれては、指定に向けた協議の中で指摘している事項のほか、法令及び告示に定める指定基準及び Q & A 並びに下記事項に留意の上、今後ともふるさと納税制度の適正な運用を行っていただくようお願いします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

### 記

#### 1. 指定対象期間を通じた指定基準への適合について

##### (1) 令和 8 年指定対象期間の開始後に新たに返礼品等の提供を開始しようとする場合の手続き

ふるさと納税に係る指定制度下においては、申出時点のみならず、指定を受けている期間を通じて指定基準に適合する必要があります。

そのため、各地方団体におかれては、自団体が提供する返礼品等が指定基準に適合していることを常に確認するとともに、令和 8 年指定対象期間の開始後に新たに提供を開始しようとする返礼品等（以下「追加返礼品等」という。）についても、総務省において必要な確認（以下「追加確認」という。）を行うため、あらかじめ、別添様式により都道府県を経由して提出いただきますようお願いします（指定の申出時点で提出済みの返礼品等について、数量や重量、大きさ、色、必要寄附金額等の軽微な変更を行う場合は除きます）。

追加確認については、令和 7 年指定対象期間（令和 7 年10月 1 日から令和 8 年 9 月30日までの期間をいう。以下同じ。）と同様に、（2）のとおり一定期間ごとに区切って、地方団体からの「提出期間」及び国における「確認期間」（それぞれ第 1 期～第 3 期）を設けることとしております。

各期の確認期間内に疑義が解消されなかった返礼品等について、引き続き提供を希望される場合には、次の提出期間（ただし、第 3 期分の確認期間内に疑義が解消されなかった返礼品等については、次の指定申出期間）以降に再度提出いただくことで確認を継続することが可能となります。

## （2）追加確認のスケジュール

令和 8 年10月16日～同月22日：第 1 期分提出(地方団体)

令和 8 年10月23日～12月24日：第 1 期分確認(国)→提供開始(地方団体)

令和 9 年 1 月22日～同月28日：第 2 期分提出(地方団体)

令和 9 年 1 月29日～ 3 月26日：第 2 期分確認(国)→提供開始(地方団体)

令和 9 年 4 月 7 日～ 4 月13日：第 3 期分提出(地方団体)

令和 9 年 4 月14日～ 6 月14日：第 3 期分確認(国)→提供開始(地方団体)

※ 確認の結果、基準適合性に係る疑義がないものについては、順次完了連絡を行うこととし、1 回目の連絡は、提出期限の概ね 1 ヶ月後を予定しております。その後も、当方からの疑義照会への回答状況等に応じ、順次完了連絡を行います。

※ 令和 7 年指定対象期間においては、各期の確認期間中に計 3 回の疑義照会を通じて基準適合性の確認を行いましたが、令和 8 年指定対象期間においては、計 2 回の疑義照会とします。

## （3）特定地方団体の取扱い

令和 8 年指定対象期間に係る指定手続から、総務省が指定に関し支障がないと認める地方団体（以下「特定地方団体」という。）については、申出書に添付する書類としての様式 2 の提出を原則として省略したところです。

追加返礼品等についても、原則として別添様式の提出を省略し、追加確認を行わないこととしますが、指定申出時と同様、告示第 6 条第 3 号に該当する返礼品等に関しては、区域内の工程で生じた価値の算出方法について、原則として、標準的な算出方法によることとしていることから、その他の算出方法とする告示第 6 条第 3 号に該当する返礼品等がある場合には、当該返礼品等に係る別添様式を提出いただくようお願いします。

なお、特定地方団体が提供する返礼品等についても、ふるさと納税制度の適正な運用を確保する観点から、令和 8 年10月 1 日以降、必要に応じ、総務

省において、基準適合性の確認を行うことを予定しています。そのため、既にお知らせしているとおり、令和8年10月16日までに様式2-2の提出をお願いします。

また、特定地方団体において、令和8年指定対象期間の開始後に新たに提供を開始する返礼品等について、様式2-2を令和9年9月30日までに作成することをお願いしているところです。これについても、別途提出をお願いしますので、ご注意ください。

なお、特定地方団体が提供する返礼品等について、総務省における基準適合性の確認の結果、基準適合性が否認された場合又は地方団体が自ら取下げた場合は、令和9年指定対象期間（令和9年10月1日から令和10年9月30日までの期間をいう。）に係る特定地方団体から除外するものとしております。その上で、基準に適合していないことが確認された場合には、当該地方団体は指定取消しの対象となり得ますのでご注意ください。

## 2. 募集適正基準（告示第3条関係）

### （1）寄附に伴って経済的利益を提供する者を通じた募集の禁止（告示第3条第1号ロ(2)関係）

令和7年10月1日以降、寄附金の寄附に伴って寄附者に対し金銭その他の経済的利益（通常の商取引に係る決済に伴って提供されるものに相当するものを除く。以下単に「経済的利益」という。）を提供する者（この者が、第三者を通じて経済的利益を付与する場合を含む。以下同じ。）を通じた募集については禁止されています。地方団体が経済的利益を提供する者を通じた募集を行った場合は、指定取消しの対象となり得ます。

そのため、各地方団体において、募集に係る事務を委託している事業者が経済的利益を提供していないことについて定期的に確認するなど、適切な対応を取っていただくようお願いします。

なお、経済的利益は、ポータルサイト運営事業者が付与するポイントに限られず、返礼品提供事業者が通常提供する返礼品とは別に、追加的に物品等を提供することを表示して募集を行った場合には、本指定基準に違反するおそれがあることに十分ご注意ください。

### （2）適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供の禁止（告示第3条第1号ニ関係）

適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供については、「ふるさと納税制度における募集適正基準の遵守の徹底について」（令和8年8月20日総税市第96号）により通知しているところですが、依然として、

募集適正基準に違反するおそれが高いと考えられる表現を用いた事例が散見されています。該当する表現については速やかに掲載を取り止める等の対応をお願いします。なお、今後、適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供について、調査を実施することを予定しております。

事業者がポータルサイト上で、適切な寄附先の選択を阻害するような表現を行った場合であっても、指定取消の対象となるのは当該地方団体です。そのため、各地方団体において、ポータルサイト等において、適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供となっていないか等について改めて確認するなど、管理を徹底するようお願いいたします。

### (3) 募集に要する費用の透明化（告示第3条第2号関係）

募集に要する費用の透明化を促進するため、毎年度の募集に要する費用の支払のうち1支払先あたり100万円以上のものについて、その支払先、支払額及び支払目的を総務大臣通知で通知した様式により、翌年度の9月30日までに地方団体が管理するウェブサイトで公表する必要があります。

令和8年指定対象期間に係る指定を受けた地方団体においては、令和7年度の募集に要する費用については、令和8年9月30日までに確実に公表してください。

### 3. 寄附金活用基準（告示第4条関係）

令和8年指定対象期間については、当該期間における寄附金活用可能額が、当該期間において受領する第1号寄附金（法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金をいう。）の額の合計額の100分の52.5に相当する金額以上であることとされています。当該期間における寄附金活用可能額が、100分の52.5未満となった地方団体については、指定取消の対象となり得ます。

このため、委託事業者に管理を一任することなく、地方団体自ら、指定対象期間を通じ、定期的に募集費用の執行状況や寄附金の受入状況を確認するなど、適切な管理を徹底いただくようお願いします。

また、募集に要する費用の計上方法については、令和8年指定対象期間から、寄附金受領日ベースに統一することとしておりますのでご注意ください。

なお、今後、令和8年指定対象期間における寄附金活用可能額の割合の実績調査を予定しております。

### 4. 返礼割合3割以下基準（告示第5条関係）

返礼品等の調達に要する費用については、法第37条の2第2項第3号及び

第314条の7第2項第3号において、「都道府県等が個別の…返礼品等の調達に要する費用の額…が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること」と規定されており、個別の返礼品等ごとにこれを満たす必要があります。

返礼品等を提供する地方団体は、その理由如何にかかわらず当該基準を満たすことが必要であり、物価上昇に伴う調達費用の変動が理由であってもこの例外とはならず、指定の取消し事由となります。

このため、各地方団体におかれては、返礼品等の調達費用の変動に応じて、返礼品等の数量の調整や必要寄附金額の変更等の措置を講ずる必要があることから、適正な管理を徹底いただくようお願いします。

また、返礼品提供事業者への奨励金や補助金のほか、地方団体のプロモーション費用等の名目であったとしても、当該経費が実質的に返礼品等を調達するための費用に充当されることによって、調達費用の名目で支払われた額のみによって調達する場合よりも多くの数量の返礼品等の調達が行われる場合には、当該経費も含めた額が調達費用となることにご留意ください。

## 5. 地場産品基準（告示第6条関係）

### （1）基本的な考え方

ふるさと納税の返礼品等については、法第37条の2第2項第4号及び第314条の7第2項第4号において「当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するもの」とされており、これに基づき、告示第6条各号及びQ&Aを定めております。

指定対象期間の開始後においても、提供されている返礼品等について詳細を確認させていただき、地場産品基準に違反することが明らかになった場合は、指定取消しの対象となり得ますので、ご承知おきください。

また、返礼品等について、それぞれが地場産品基準に適合していることが明白となるよう、ポータルサイト上等に明記するよう徹底をお願いします。

### （2）地場産品基準の明確化

令和8年指定対象期間から告示第6条第3号の見直しを行っておりますが、今回の見直しは、区域内で生じている付加価値の割合の算出方法に疑義がある事例が散見されていたことを受けて、告示第6条第3号を改正し、算出方法の明確化を行うとともに、証明事項の公表によりその透明化を図るものです。

改正後の告示第6条第3号については、返礼品等の製造等を行う者によ

り、返礼品等の価値の過半が区域内の工程で生じている旨の証明がなされ、当該証明の内容が総務大臣通知に定める様式により、地方団体が同号に該当する返礼品等を提供する旨を表示して寄附金の募集を開始する日までに、当該地方団体が管理するウェブサイトで公表される場合に限り適合するものとされています。

なお、区域内において一定期間貯蔵（熟成）した海外産ワインについては、既に実態調査を実施しているところですが、今後、当該実態調査結果を踏まえ、所要の対応を検討する予定です。

#### 6. 指定の取消しについて

各指定基準に適合しなくなった又は適合していなかったと認める場合、基準違反が地方団体に帰責しない要因によるものであることや基準違反により受領した寄附金の額が僅少であることなど特段の事情がない限り、指定を取り消すこととしております。

また、各指定基準の遵守は地方団体の責務であり、基準違反が委託事業者等に起因する場合であったとしても、この例外とはならず、上記のような特段の事情がない限り、指定を取り消すこととしておりますので、各地方団体において適切な管理を行うようお願いします。

なお、指定取消しの対象となった場合、取り消しとなった日から最大3年を経過する日まで指定を受けることができません。

#### 7. ふるさと納税の返礼品確認システムについて

令和7年6月2日付で決定した「ふるさと納税の返礼品確認システムに係る共通化推進方針」に基づき、2027年からの運用開始に向けて当該システムの開発を進めているところです。開発が進み次第、情報提供をさせていただく予定です。なお、当該システムの正式なリリース前に、テスト運用を行うことを検討していますので、その際にはご協力の程よろしく願いいたします。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

なお、引用する条項については、令和 8 年10月 1 日時点としています。

|              |                                                                                                    |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法            | … 地方税法（昭和25年法律第226号）                                                                               |
| 法令           | … 地方税法、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）                                              |
| 告示           | … 平成31年総務省告示第179号                                                                                  |
| 指定基準         | … 法第37条の 2 第 2 項各号及び第314条の 7 第 2 項各号に掲げる基準                                                         |
| 募集適正基準       | … 法第37条の 2 第 2 項第 1 号及び第314条の 7 第 2 項第 1 号に掲げる基準                                                   |
| 寄附金活用基準      | … 法第37条の 2 第 2 項第 2 号及び第314条の 7 条第 2 項第 2 号に掲げる基準                                                  |
| 返礼割合 3 割以下基準 | … 法第37条の 2 第 2 項第 3 号及び第314条の 7 第 2 項第 3 号に掲げる基準                                                   |
| 基準地場産品基準     | … 法第37条の 2 第 2 項第 4 号及び第314条の 7 第 2 項第 4 号に掲げる基準                                                   |
| Q & A        | … ふるさと納税に係る指定制度の運用についての Q & A について（通知）（令和 8 年 4 月 1 日付け総税市第33号）                                    |
| 総務大臣通知       | … 「平成31年総務省告示第179号（特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件）に基づき総務大臣の定めるものについて」（令和 8 年 4 月 1 日付け総税市第30号） |